

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター固定資産貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター固定資産管理規程に基づき、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター(以下「法人」という。)の固定資産の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けできる固定資産の範囲)

第2条 貸付けできる固定資産は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計規程に定める有形固定資産のうち、土地、建物及び構築物(以下「固定資産」という。)とする。

(貸付基準)

第3条 固定資産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けることができる。

- (1) 法人の職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が行う調査研究、公の施設の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。
- (5) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するとき。
- (6) 法人の目的を達成するために必要な場合若しくは法人の効率的な事業運営に資すると認められるとき。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき。

(貸付期間)

第4条 固定資産を貸し付ける期間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、これらの貸付期間とすることが実情に即さないとき理事長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合において、更新した貸付期間は、同項に規定する貸付期間を超えることができない。

(貸付料)

第5条 貸付料の年額は、次により算定する。

- (1) 土地 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×貸付面積×0.003
 - (2) 建物 理事長が別に定める当該建物の1平方メートル当たりの価格×貸付面積×0.005+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×貸付面積×0.003
 - (3) 構築物 実情に応じて理事長が別に定める額
- 2 貸付期間が1年に満たない場合の貸付料は、当該貸付料の年額を貸付期間に応じて月割り又は日割りで計算した額とする。
 - 3 前2項の規定により算出して得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 4 前各項の規定により算出して得た1件の使用料の額が300円未満となるときは、前各項の規定にかかわらず、これを300円とする。
 - 5 自動販売機、電話機等の設置の貸付料については、別に定める。

(貸付けの申請手続)

第6条 固定資産の貸付けを受けようとする者があるときは、その者から固定資産借受申請書（別記第1号様式）を提出させ、当該申請書の内容を審査の上、貸し付けることを適当と認めるときは、許可するものとし、必要により契約を締結するものとする。

- 2 前項の規定により貸付けの許可をしたときは、固定資産貸付許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとし、必要により契約を締結するときは、契約書又はこれに相当するものをもって契約を締結するものとする。
- 3 許可書及び契約書等には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、内容等により必要のない事項は省略することができる。

- (1) 貸付けを受ける者の住所及び氏名
- (2) 貸し付ける固定資産の所在、種類及び数量
- (3) 貸付けの目的及び用途
- (4) 貸付期間及び貸付期間更新の方法
- (5) 貸付料の額、支払方法及び納入期限並びに貸付期間中の貸付料の改定方法、途中解約時の貸付料の取扱い等
- (6) 転貸等の禁止

- (7) 貸付けを受ける者の届出事項
 - (8) 契約の解除
 - (9) 有益費及び必要費の請求権の放棄
 - (10) 原状回復及び損害賠償の義務
 - (11) その他必要な事項
- (光熱水料等)

第7条 固定資産を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる費用をその貸付料とは別に請求するものとする。ただし、理事長が請求することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 電気料、通信料(電話料等)、ガス料及び上下水道料
 - (2) 冷暖房に要する経費
 - (3) その他の経費
- (貸付料の減免の基準)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸付料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において公用、公共用その他公益上の目的のために使用させるとき。
- (2) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。
- (3) 法人の委託を受けた者がその事業の執行のために使用するとき。
- (4) 法人の職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設として使用させるとき。
- (5) 病院業務と密接な関連があつて公益上の必要に基づき使用させるとき。
- (6) 理事長が特に必要と認めたとき。

(貸付料の減免手続)

第9条 貸付料の減免を受けようとする者があるときは、その者から固定資産貸付料減免申請書(別記第3号様式)を提出させなければならない。ただし、契約書等別に定めがある場合その他理事長がその必要がないと認めるときを除く。

2 前項の規定による申請があつたときは、減免の適否を決定し、固定資産貸付料減免決定通知書(別記第4号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付料の徴収方法)

第10条 貸付料は、貸付けを受けた者から、許可書及び契約書等の定めるところに従い徴収する。ただし、特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(貸付料の還付)

第11条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、固定資産の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条)

固定資産種別		期間
有形固定資産	土地	1年
	建物	1年
	構築物	1年

別記

第1号様式（第6条第1項）

固定資産借受申請書

年 月 日

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター理事長 宛

申請者

住所

氏名

地方独立行政法人香取おみがわ医療センターの固定資産使用許可を下記のとおり申請します。

記

1 使用しようとする固定資産
所在
明細

2 使用の目的及び理由

3 使用したい期間
年 月 日から 年 月 日まで 日間

4 その他

第2号様式（第6条第2項）

固定資産貸付許可書

年 月 日

様

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター理事長

年 月 日に申請のありました固定資産の使用について下記のとおり許可します。

記

1 固定資産の表示

名称

所在

明細

2 用途

3 期間

年 月 日から 年 月 日まで 日間

4 貸付料

5 貸付条件

第3号様式（第9条第1項）

固定資産貸付料減免申請書

年 月 日

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター理事長 宛

申請者

住所

氏名

固定資産貸付料の減免を下記のとおり申請します。

記

1 減免を受けようとする固定資産

所在

明細

2 減免の内容

3 減免の理由

4 その他

第4号様式（第9条第2項）

固定資産貸付料減免決定通知書

年 月 日

様

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター理事長

年 月 日に申請のありました固定資産貸付料の減免について下記
のとおり決定しましたので通知します。

記

1 固定資産貸付内容

名称

所在

明細

用途

期間

2 減免

当初貸付料

減免決定額

減免決定後の貸付料